心得

園児の生命を預かっているという自覚を持ち、安全第一として他の運転者の模範となるような運行 を心掛ける

■運転職員■

車両運行前運転者確認項目 *以下の項目のチェックを行い「園バス運転日誌 | に記録する

- ・熱はないか(風邪気味等)
- ・疲れを感じていないか
- ・前日遅くまで飲酒をしていないか
- ・気分は悪くないか
- ・腹痛や下痢などしていないか(前日を含む)
- ・眠気を感じないか(前日よく眠れているか)
- ・ケガ等で痛みを感じ我慢していないか
- ・業務に悪影響を及ぼす薬を服用していないか
- ・業務に悪影響を及ぼすような悩み事はないか
- ・その他健康状態に関し、何か気になることはないか (高血圧症・心血管性疾患・糖尿病その他の疾患等がある場合の体調確認)

上記に該当する場合は運行管理責任者に報告し運転業務の交代・休止をすること

毎運転時前点検

車内操作(エンジン始動)

- エンジンのかかり具合
- ・燃料等の残量
- ・サイドブレーキの確認

発車直後(暖機運転を行う)

- ・アクセルペダル(スムーズに発進・加速しているか・異音はないか)
- ・ブレーキペダル(踏みしろ・効き具合・異音はないか)
- ・ワイパー作動確認(ウォッシャー噴射確認含む)

車内(運行前)

- ・清掃状況(常に清潔に保たれているか)
- ・ドアの開閉状態

車両まわり(運行前)

- ・タイヤ(空気圧)
- ・タイヤ(亀裂・損傷・釘等が刺さっていないか)
- ・タイヤ(溝の深さ・摩耗状態)
- ・ボディー(破損部・傷)

車載ドライブレコーダーの確認

・運行前に保険会社と連携している車載ドライブレコーダーの通信状況の確認を行う

車内操作(運行前)

- ・ヘッド・スモールライト点灯確認(添乗職員と確認)
- ・ブレーキランプ点灯確認(添乗職員と確認)
- ・方向指示器(添乗職員と確認)
- ・ハザードランプ点滅確認(添乗職員と確認)
- ・バックライト点灯確認(添乗職員と確認)

運行前園児確認

・バス添乗職員の報告に基づきバス乗車園児の確認を行う

運行後確認

- ・バス添乗職員の確認後、車内の忘れ物・落とし物の確認のダブルチェックを行う
- ・車内座席のアルコール消毒を行う

運転業務に関して

- ・園周辺の走行は、最徐行を厳守する事・園周辺で駐車(待機)する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する
- ・バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する (必要に応じ職員が車両の誘導を行う)
- ・園児は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の園児の動きに注意する(人身事故防止)
- ・車両間からの飛び出し、車両を追いかける幼児に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守 (接触事故・人身事故防止)

児童乗降時の注意事項(トラブルが起こりやすい場所なので、十分注意する事)

・車内に園児だけで放置しない(児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識)

走行中の注意事項

運転手の心構え(園児の生命を預かって運転している事への責任自覚)

- ・法定速度及び交通法規の厳守(事故を起こせば被害者は園児である)
- ・急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止(転倒、転落事故に繋がる)

■添乗職員■

添乗前

車両表示操作確認(運行前)

- ・ヘッド・スモールライト点灯確認(運転職員と確認)
- ・ブレーキランプ点灯確認(運転職員と確認)
- ・方向指示器(運転職員と確認)
- ・ハザードランプ点滅確認(運転職員と確認)
- ・バックライト点灯確認(運転職員と確認)

運行前園児確認

・乗車園児の確認を運転職員に報告し、発車前に再度園児の確認を行う

添乗

園児の安全を第一とする

添乗員の心構え(園児の発病及び悪戯・喧嘩等への対応責任自覚)

- ・添乗員はトラブル発生時に即対応できるよう、常に乗車児童を見守れる位置に座る事
- ・ 園児間の喧嘩・他害及び発病(発作)
- ・パニック発生時の対応
- ・座席からの転落、転倒、ずれ落ち

移動中の注意事項(移動中に起こる発病及びパニック等の対応)

- ・走行中に発病(発作)及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し園児の状態 を確認(記録)する(救急搬送が必要な場合は状況報告を園に行い、園は即座に必要に応じた対応を 行う)
- ・万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに 救命措置及び救急通報を行う事(救急通報、警察通報)

(即座に必要に応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う)

- ・園児が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じる事
- ・事故に伴う対応、対処が完了しだい、行政への報告を行う事(速やかに事故報告書を提出)

★事故発生時の対応

- ①可能であれば安全な場所に車を移動
- ②添乗員は児童の状態を把握
- ③運転手は相手方の状態を把握
- ④119番及び110番通報
- ⑤救命措置が必要な場合は即座に行う
- ⑥園への状況報告
- ⑦園は必要な措置を講じる・・・家庭及び関係機関への連絡
- ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる

★児童急変時(変調時)の対応

- ①安全な場所に車両を停車させる
- ②児童の状態を把握
- ③必要に応じ救急搬送
- ④ 関へ報告
- ⑤園は必要な措置を講じる・・・家庭及び関係機関への報告

子どもにしっかりとマナーを指導する

安全管理にも繋がるため、子どもが席を立つ、騒ぐなどの行動があった時にはしっかりと注意してやめさせる(大きな声は運転手の注意力を低下させ非常に危険である)

楽しく乗車できる雰囲気を作る

・マナーや安全管理をする事は最優先であるが、楽しく乗車出来るような雰囲気をバスの中で作る ことも大切である(添乗業務の大きな使命)

寝ない!!

体も疲れ、心地よい揺れについうとうとしてしまいがちだが、子どもたちの安全を守る大切な 使命があるため添乗業務を集中して行う

園外保育で園バスを利用する場合

- ◎どこに、何人で利用するかなどを、園外保育実施記録簿に記載する 帰る時間や到着する時間など、園に居る職員が把握できるよう連絡し、帰園後に記録する ※必要があれば緊急の避難場所を決めておく
- ◎バスのマナーはしっかりと伝えていく 皆で乗ると楽しくてついつい騒がしくなりがちだが、公共の場でのマナーを身に付ける事が出来 るようにその場に適した声の大きさなどを伝えていく
- ◎子どもの様子をよく見ておく トイレや気分が悪いなど、事が起こってしまった後では処理も大変になるので、よく様子を見ておいて、早めに声を掛ける(遠出の場合は事前に目的地までのトイレを確認する)

園外保育中に全国瞬時警報システムJアラートが発令された場合

距離により異なるが、原則園に戻る

遠方の場合は園で判断し出来るだけ安全な場所を選択し避難解除まで待機する (警報が誤報である可能性が大きい場合でも、真相が判るまで上記処置)